



# 秋田県公報

目次	ページ
告示	
生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(八七〇・福祉政策課)	1
生活保護法による医療機関の指定(八七一・福祉政策課)	2
生活保護法による指定医療機関の変更(八七二・福祉政策課)	3
平成十七年度准看護師試験の実施(八七三・医務薬事課)	4
大規模小売店舗の名称、設置者等の変更に関する届出(八七四・八七七・商工業振興課)	5
道路区域の変更(八七八・八七九・道路課)	7

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人 小野崎医院	医療法人小野崎医院 理事長	湯沢市表町三丁目一番二十九号	平成十七年六月十七日
比内町立扇田病院	比内町長	北秋田郡比内町扇田字本道端七番地一	平成十七年六月十九日
田代町診療所	田代町長	北秋田郡田代町岩瀬字上岩瀬塚の岱二十	平成十七年六月十九日
ツチヤ薬局 清水店	有限会社 ツチヤ薬局 代表取締役	大館市清水一丁目三番三十七号	平成十七年六月三十日
湯沢セントラル薬局	クラフト株式会社 代表取締役	湯沢市表町四 八 二十五	平成十七年七月三十一日
雄勝中央病院	秋田県厚生農業協同組合連合会 代表理事理事長	湯沢市表町三丁目三番十五号	平成十七年七月三十一日

## 告 示

道路の供用開始(八八〇・道路課)	8
開発行為に関する工事の完了(八八一・秋田地域振興局建設部)	8
公 告	
土地改良区の役員の退任の届出(秋田地域振興局農林部)	8
県営土地改良事業の換地計画の決定(秋田地域振興局農林部)	8
土地改良区の役員の退任の届出(由利地域振興局農林部)	8
土地改良区の役員の退任の届出(仙北地域振興局農林部)	9
特定調達契約に係る落札者の決定(管財課)	9
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)	10

秋田県告示第八百七十号  
 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。  
 平成十七年十月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第八百七十一号  
 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助  
 のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一

号の規定に基づき、告示する。  
 平成十七年十月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	診 療 科 名	指 定 年 月 日
医療法人 小野崎医院	医療法人小野崎医院 理事長	湯沢市表町三丁目三百十四番二号	内科、外科、小児科	平成十七年六月十八日
大館市立扇田病院	大館市長	大館市比内町扇田字水道端七番地一	内科、小児科、外科、 整形外科、皮膚科、産 婦人科、眼科、耳鼻咽 喉科	平成十七年六月二十日
大館市田代診療所	大館市長	大館市岩瀬字上岩瀬塚の岱二十番地	内科、神経内科、呼吸 器科、消化器科、循環 器科、小児科、外科、 整形外科、脳神経外科、 心臓血管外科、皮膚科、 泌尿器科、産婦人科、 眼科、耳鼻いんこう科、 リハビリテーション科、 外科、麻酔科、歯科口腔 外科	平成十七年八月一日
雄勝中央病院	秋田県厚生農業協同組 合連合会 代表理事 理事長	湯沢市山田字勇ヶ岡二十五		

雄勝調剤薬局	株式会社 代表取締役 ファーマックス	湯沢市表町三丁目三番十号	平成十七年七月三十一日
小坂町診療所	荒川 明	鹿角郡小坂町小坂鉾山字栗平二十五番地一	平成十七年七月三十一日
毛利整形外科クリニック	毛利尚宜	北秋田市住吉町一番三号	平成十七年八月三十一日
みなみ薬局	山谷義行	大館市柄沢狐台五十四番地四十二	平成十七年八月三十一日

医療法人明生会 小坂町診療所	医療法人明生会 小坂町診療所 理事長	鹿角郡小坂町小坂鉾山字栗平二十五番地一	内科、胃腸科、外科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科	平成十七年八月一日
毛利整形外科クリニック	医療法人 毛利整形外科クリニック 理事長	北秋田市住吉町一番三号	整形外科、リハビリテーション科	平成十七年九月一日
ケイメンタルクリニック	医療法人慧眞会 理事長	大仙市大曲通町十番八号	心療内科、精神科、神経科	平成十七年九月一日
梅内小児科クリニック	梅内 孝倫	大館市字観音堂四百二十九番地七	小児科、アレルギー科、内科	平成十七年九月一日
おおたファミリークリニック	太田 昌徳	能代市通町七番十五号	内科、胃腸科、循環器科	平成十七年九月二日
有限会社 キムラ調剤薬局	有限会社 キムラ調剤薬局 取締役	大館市清水一丁目三番三十七号	調剤薬局	平成十七年七月一日
雄勝調剤薬局	株式会社 ファーマックス 代表取締役	湯沢市山田字勇ヶ岡三十一	調剤薬局	平成十七年八月一日
ホテヤ薬局 観音堂店	株式会社 布袋屋薬局 代表取締役	大館市字観音堂四百三十一番地八	調剤薬局	平成十七年九月一日
みなみ薬局	奈良 邦子	大館市柄沢字狐台五十四番地四十二	調剤薬局	平成十七年九月一日

秋田県告示第八百七十二号  
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があったので、同法第五十五条の二第一号の規定に

基づき、告示する。  
 平成十七年十月四日

秋田県知事 寺田典城

厚生連雄勝訪問看護ステーション	開設者氏名又は名称 秋田県厚生農業共同組合連合会 代表理事理事長	所在地 湯沢市表町三丁目三番十五号	変更前 湯沢市表町三丁目三番十五号	変更後 湯沢市山田字勇ヶ岡二十五	変更年月日 平成十七年八月一日
-----------------	--	----------------------	----------------------	---------------------	--------------------

秋田県告示第八百七十三号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第十八条の規定により、次のとおり平成十七年度准看護師試験を実施するので、保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）第十九条の規定に基づき、告示する。

平成十七年十月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 試験の日時及び場所

(一) 日時  
平成十八年二月十四日(火)

午後一時から午後三時三十分まで

(二) 場所

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県庁正庁

秋田市山王三丁目一番一号 秋田県庁第二庁舎大会議室

二 試験科目

人体の仕組みと働き 食生活と栄養 薬物と看護 疾病の成り立ち 感染と予防  
看護と倫理 患者の心理 保健医療福祉の仕組み 看護と法律 基礎看護(看護  
概論 基礎看護技術 臨床看護概論) 成人看護 老年看護 母子看護 精神看護

三 受験資格

保健師助産師看護師法第二十二条各号のいずれかに該当する者

四 受験申込みに必要な書類

(一) 受験願書

(二) 受験資格を有することを証する書類

(三) 保健師助産師看護師法施行規則第二十七条各号に掲げる書類

(四) 履歴書

(五) 写真

変更事項

変更前

変更後

変更年月日

出願前六月以内に脱帽で正面から撮影した縦四センチメートル横三センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの 二枚

五 受験願書用紙の交付

(一) 期間

平成十七年十月四日(水)から同年十二月十四日(水)まで

(二) 場所

秋田市山王四丁目一番一号 健康福祉部医務薬事課

六 受験願書の受付

(一) 期間及び時間

平成十七年十二月十二日(月)から同月十四日(水)までの午前九時から午後五時まで

(二) 場所

郵送の場合は、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。

(二) 場所

秋田市山王四丁目一番一号 健康福祉部医務薬事課

七 受験手数料

(一) 額  
六千九百円

(二) 納付方法

受験願書の提出の際、秋田県証紙により納付すること。

八 合格者の発表

平成十八年三月十日(金)午前十時に秋田県庁正面公告板及び秋田県ホームページ (<http://www.pref.akita.jp/imu/index.html>) に掲示す。

九 合格証書の交付

合格者には、合格証書を交付する。

十 試験についての問い合わせ先

健康福祉部医務薬事課(電話〇一八 八六〇 一四〇六)

## 秋田県告示第八百七十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十七年十月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

## 一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

谷地田 ヒ デ

大館市片山町一丁目五番九号

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地

大館西ショッピングセンター

大館市根下戸新町二百十四番地一外

(三) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

ア 変更前 ホーマック株式会社 代表取締役 前 田 勝 敏

イ 変更後 ホーマック株式会社 代表取締役 柴 田 憲 次

(四) 変更の年月日

平成十七年八月二十一日

(五) 変更する理由

代表者の変更による

二 届出年月日

平成十七年九月十五日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

大館市役所 産業部商工課

(二) 縦覧期間

平成十七年十月四日から平成十八年二月四日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(一) 意見を述べる者の氏名及び住所  
(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称  
(三) 意見を述べる理由

## 秋田県告示第八百七十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十七年十月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

## 一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 反 田 悦 生

秋田市土崎港北一丁目六番二十五号

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地

男鹿ショッピングセンター

男鹿市脇本脇本字石館十六外

(三) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

ア 変更前 ホーマック株式会社 代表取締役 前 田 勝 敏

イ 変更後 ホーマック株式会社 代表取締役 柴 田 憲 次

(四) 変更の年月日

平成十七年八月二十一日

(五) 変更する理由

代表者の変更による

二 届出年月日

平成十七年九月十五日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

男鹿市役所 産業建設部商工港湾課

(二) 縦覧期間

平成十七年十月四日から平成十八年二月四日まで  
意見書の提出先

四 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項  
(一) 意見を述べる者の氏名及び住所  
(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称  
(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第八百七十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成十七年十月四日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
イオン株式会社 代表執行役 岡田元也

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ジャスコ中仙ショッピングセンター

大崎市北長野字袴田百八十八番外

(三) 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地  
ア 変更前 仙北郡中仙町北長野字袴田百八十八番外  
イ 変更後 大崎市北長野字袴田百八十八番外

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名  
ア 変更前 ホーマック株式会社 代表取締役 前田勝敏  
イ 変更後 ホーマック株式会社 代表取締役 柴田憲次

(四) 変更の年月日

(1) 大規模小売店舗の所在地  
平成十七年三月二十二日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

平成十七年八月二十一日

(五) 変更する理由

(1) 大規模小売店舗の所在地

市町村合併による住居表示の変更による

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名  
代表者の変更による

二 届出年月日

平成十七年九月十五日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

大崎市役所 農林商工部商工観光課

(二) 縦覧期間

平成十七年十月四日から平成十八年二月四日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(一) 意見を述べる者の氏名及び住所

(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第八百七十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成十七年十月四日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 反田悦生

秋田市土崎港北一丁目六番二十五号

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(三) 西馬音内ショッピングセンター  
 雄勝郡羽後町字南西馬音内二百十三番外  
 変更した事項

(四) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名  
 ア 変更前 ホーマック株式会社 代表取締役 前 田 勝 敏  
 イ 変更後 ホーマック株式会社 代表取締役 柴 田 憲 次  
 変更の年月日  
 平成十七年八月二十一日

(五) 変更する理由  
 代表者の変更による

二 届出年月日  
 平成十七年九月十五日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所  
 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

(二) 羽後町役場 企画商工課  
 縦覧期間  
 平成十七年十月四日から平成十八年二月四日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課  
 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(三)(二)(一) 意見を述べる者の氏名及び住所  
 意見の対象となる大規模小売店舗の名称  
 意見を述べる理由

秋田県告示第八百七十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
 平成十七年十月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

一般国道	道路の種類		区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
	新	旧				
	百五号	百五号	由利本荘市大谷字鍋倉二九番二地先から字大谷四七番地先まで		一三・〇〇〇、三〇・〇〇〇	〇・四五八
			"		一五・五〇〇、二二〇・五〇〇	〇・四五八

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課  
 (二) 期間 平成十七年十月四日から同月十七日まで

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
 平成十七年十月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第八百七十九号

一 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)

県 道		新	旧
	線	後坂藤里峡公園	後坂藤里峡公園
	線	山本郡藤里町粕毛字上長瀬二九番から一四一番二まで	二七・〇〇〇～五一・〇〇〇
	線	〃	一九・〇〇〇～三四・〇〇〇
	線		〇・二三五

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (二)(一) 場所 建設交通部道路課  
 期間 平成十七年十月四日から同月十七日まで

秋田県告示第八百八十号  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
 平成十七年十月四日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	三百四十一号	鹿角市八幡平字長嶺四一番七から字滝沢一六番九地先まで

二 供用開始の期日 平成十七年十月四日  
 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (二)(一) 場所 建設交通部道路課  
 期間 平成十七年十月四日から同月十七日まで

秋田県告示第八百八十一号  
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十七年七月二十一日付け指令秋建 三 一三で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
 平成十七年十月四日

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 潟上市昭和豊川竜毛字開沢二十五番地一

秋田県知事 寺田典城

公 告

有限会社水沼商事 代表取締役 水沼幹夫  
 二 開発区域に含まれる地域の名称  
 潟上市飯田川下虻川字道心谷地三十番一の内、三十番二十一、三十番二十二、三十番二十三、三十番二十五、三十番二十六、三十番二十七、三十番二十八、三十番二十九、三十番三十、三十番三十一、三十番三十二、三十番三十三、三十番三十四、三十番三十五、三十番三十六、三十番三十七、三十番三十八、三十番三十九、三十番四十

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、新城川土地改良区から次のとおり役員(の退任)の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。  
 平成十七年十月四日

秋田県知事 寺田典城

退任理事の住所及び氏名  
 潟上市天王字羽立百八十三番地 安田 雄之助

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。  
 平成十七年十月四日

秋田県知事 寺田典城

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(高野地区ほ場整備事業)換地計画書の写し  
 二 縦覧期間 平成十七年十月五日から同年十一月二日まで  
 三 縦覧場所 潟上市役所昭和庁舎

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、由

利本荘市矢島町土地改良区から次のとおり役員の変更の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十七年十月四日

秋田県知事 寺田典城

退任理事の住所及び氏名

由利本荘市矢島町荒沢字下針ヶ岡九十九番地

佐藤圭治

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、秋田県仙北平野土地改良区から次のとおり役員の変更の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十七年十月四日

秋田県知事 寺田典城

退任理事の住所及び氏名

大仙市板見内字弥兵衛谷地二百三十八番地

原盛一

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条の規定により、公示する。

平成十七年十月四日

秋田県知事 寺田典城

- (一) 落札に係る物品の名称及び数量  
小型除雪車（一・三メートル級） 一台
- (二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
- (三) 落札者を決定した日  
平成十七年九月二日
- (四) 落札者の名称及び住所  
株式会社カワサキマシンステムズ 北東北支店 秋田営業所
- (五) 秋田市川尻大川町一 三十三  
落札金額  
一千二百三十九万円
- (六) 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- (七) 一般競争入札の公告を行った日  
平成十七年八月二日

(一) 落札に係る物品の名称及び数量

小型除雪車（一・三メートル級） 一台

(二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号

(三) 落札者を決定した日

平成十七年九月二日

(四) 落札者の名称及び住所

打川自動車株式会社 横手市駅前町七 三十

(五) 落札金額

一千二百四十四万二千五百円

(六) 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

(七) 一般競争入札の公告を行った日

平成十七年八月二日

(一) 落札に係る物品の名称及び数量

小型除雪車（一・三メートル級） 一台

(二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号

(三) 落札者を決定した日

平成十七年九月二日

(四) 落札者の名称及び住所

打川自動車株式会社 横手市駅前町七 三十

(五) 落札金額

一千二百二十八万五千元

(六) 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

(七) 一般競争入札の公告を行った日

平成十七年八月二日

(一) 落札に係る物品の名称及び数量

凍結防止剤散布車（三トン級） 一台

(二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号

(三) 落札者を決定した日

平成十七年九月二日

(四) 落札者の名称及び住所

落札者の名称及び住所

- (五) 北日本TCMイワフジ株式会社 秋田支店  
秋田市寺内字神屋敷二百九十五 六十二  
落札金額  
一千三百四十九万二千五百円
- (六) 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- (七) 一般競争入札の公告を行った日  
平成十七年八月二日

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十七年十月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び数量  
断面試料作製装置 一式
- (二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限  
平成十七年十二月二十二日(木)
- (四) 納入場所  
秋田県産業技術総合研究センター
- 二 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。
- (一) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (三) 契約条項を示す場所等
- 三 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号  
秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
秋田県の休日を決める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年十月四日(火)から同月十三日(木)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所

平成十七年十月二十一日(金)午前十時  
秋田県庁地下一階管財課入札室

#### 五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十條から第六十三條までに規定するところによる。

#### 六 その他

- (一) 入札の方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

- (二) 入札の無効  
規則第六十六條に規定するところによる。

- (三) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

- (四) 提出書類等  
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

- (五) その他  
詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十七年十月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び数量  
プラスチックVD装置 一式
- (二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限  
平成十八年二月十五日(水)

- (四) 納入場所  
秋田県産業技術総合研究センター
- (一) 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。  
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (三) 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)
- (一) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
秋田県の休日を含める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年十月四日(火)から同月十三日(木)までの期間、随時交付する。
- (四) 入札執行の日時及び場所  
平成十七年十月二十一日(金)午前十時十五分
- 秋田県庁地下一階管財課入札室
- (五) 入札保証金  
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。
- (六) その他
- (一) 入札の方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効  
規則第六十六条に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等  
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書

- に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他  
詳細は、入札説明書による。
- 物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十七年十月四日
- 秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び数量  
超高倍率三次元複合顕微鏡 一式
- (二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限  
平成十七年十二月二十二日(木)
- (四) 納入場所  
秋田県産業技術総合研究センター
- (一) 入札に参加する者に必要な資格
- (二) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。  
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。  
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (三) 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)
- (一) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
秋田県の休日を含める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年十月四日(火)から同月十三日(木)までの期間、随時交付する。
- (四) 入札執行の日時及び場所  
平成十七年十月二十一日(金)午前十時三十分
- 秋田県庁地下一階管財課入札室
- (五) 入札保証金  
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

## 六 その他

## (一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

## (二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

## (三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

## (四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

## (五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十七年十月四日

秋田県知事 寺田典城

## 一 入札に付する事項

## (一) 購入物品名及び数量

核酸増幅システム 一式

## (二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

## (三) 納入期限

平成十七年十二月二十二日(木)

## (四) 納入場所

秋田県産業技術総合研究センター

## 二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(二)(一) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

## 三 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)

## (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年十月四日(火)から同月十三日(木)までの期間、随時交付する。

## 四 入札執行の日時及び場所

平成十七年十月二十一日(金)午前十時四十五分

秋田県庁地下一階管財課入札室

## 五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

## 六 その他

## (一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

## (二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

## (三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

## (四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

## (五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭

和二十二年政令第十六号) 第六百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十七年十月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

スパッタリング用パルス電源 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十七年十二月二十二日(木)

(四) 納入場所

秋田県産業技術総合研究センター

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に

規定する県の休日を除き、平成十七年十月四日(火)から同月十三日(木)まで

の期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十七年十月二十一日(金) 午前十一時

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十三年秋田県規則第四号。以下「規則」という。) 第百

六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額

を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

正 誤

ページ 段 行 誤 正

平成十七年三月二十二日(号外第四号)掲載の秋田県告示第三百三十九号(急傾斜地崩壊危険区域の指定の一部改正)

(原稿誤り)

一〇 上 四、九 由利本 由利本 砂糖畑 荘市 荘市

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(0862)876600  
FAX(0863)000505  
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄